仙台市中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務局

第1条 本連盟は、仙台市中学校体育連盟(略称、仙台市中体連)と称し、事務局を会長が指 定した学校におく。

第2章 目的および事業

- 第2条 本連盟は、仙台市中学校における体育・スポーツ活動の健全なる普及・発展を図るために必要な事業・研究・連絡等を行うことを目的とする。
- 第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)運動競技に関する振興および研究調査
 - (2)体育行事の開催
 - (3) その他, 本連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第4条 本連盟は、市内中学校をもって組織する。

第4章 役員・評議員

- 第5条 本連盟に、次の役員を置く。 ・会長1名 ・副会長2名 ・理事長1名 ・理事10名程度 ・監事3名
- 第6条 会長・副会長は、中学校長会で推薦された者を推たいする。
- 第7条 理事長は、会長が委嘱する。
- 第8条 理事は評議員の中から選出し、会長が委嘱する。また、必要に応じて会長推薦者を加 える。
- 第9条 監事は評議員より1名選出し、校長会選出1名、教頭会選出1名を加えた3名で会計 を監査する。
- 第10条 評議員は、加盟各校から1名を選出する。
- 第11条 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故ある ときはその職務を代行する。
- 第12条 理事は、理事会を構成し、理事長は、理事会を代表する。
- 第13条 役員の任期は1年とし,重任を妨げない。補欠による任期は,前任者の残任期間とする。

- 第14条 事務局は、事務局長・庶務・会計をもって構成し、会長が委嘱する。
- 第15条 顧問は、仙台市校長会長及びこの連盟の会長であった者を、参与は、この連盟の理事 長であった者をあて、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 会 議

- 第16条 評議員会は、会長が招集し、委任状を含め評議員の過半数の出席により成立する。
- 第17条 評議員会は、次の事項を審議し、議決には出席した評議員の過半数の賛同を必要とする。
 - (1) 予算および決算に関する事項
 - (2) 本連盟の事業に関する事項
 - (3) 規約改廃に関する事項
 - (4) その他, 重要事項
- 第18条 評議員会は、役員、評議員、専門部会長、専門部委員長で構成し、議長は理事から選 出する。
- 第19条 理事会は、会長が招集し、会務の企画運営にあたる。

第6章 専門部

- 第20条 本連盟に、専門部をおく。
- 第21条 専門部に関する規定は、別に定める。

第7章 会 計

- 第22条 本連盟の経費は、負担金並びに補助金、寄付金およびその他をもって充てる。 負担金の徴収方法は、別に定める。
- 第23条 本連盟の会計年度は,毎年第3回評議員会の翌日から始まり,翌年の第3回評議員会 に終わる。

第8章 付 則

- 第24条 本規約は、評議員会の議決がなければ改正できない。
- 第25条 本規約は、昭和22年8月1日より施行する。

昭和32年 4月 一部改正 1 日 4月26日 昭和38年 一部改正 昭和60年 4月16日 一部改正 昭和63年10月26日 一部改正 平成 8年 4月18日 一部改正 平成24年 2月29日 一部改正 平成31年 2月19日 一部改正